

平成15年5月9日

1. 基本的ポジション

創造的研究成果の創出部門としての大学の役割の重要性
特許権の機関帰属化(管理の一元化)
産学官連携における対外窓口の一元化
国立大学法人化に併せて大学の自立的・主体的取り組みの実現
人材養成を含む多様な分野・レベルにおける産学官連携の実施

2. 現状の把握

(1) 大学における知的財産創出

大学発ベンチャー数	平成12年127社が平成14年に424社に増加
国立大学における発明数	平成12年度2391件が平成13年度3040件に増加
大学の特許出願数	平成10年度243件が平成12年度557件に増加
大学の特許取得件数	平成10年度68件が平成12年度161件に増加
大学の研究者の特許化支援事業の開始(特に国際特許取得支援)	
産学官連携コーディネータ等の人材派遣	平成15年度102名を派遣、この他特許アソシエイト等を派遣

(2) 大学における特許取得管理体制の整備

平成15年度から体制整備開始。
約30の大学等に対しモデル事業として知的財産推進本部整備事業の支援
(現在選定中)

(3) 人材養成

拠点大学における知的財産人材育成コースの実施

(4) 大学における研究成果の技術移転推進

技術移転機関の設立支援(現時点では32機関)

3. 今後の検討課題の例

(1) 大学研究成果の特許に関する量的拡大のみならず質的高度化の実現

- ・基本特許の取得
- ・特許取得経費(特に、国際特許)の支援
- ・特許の価値を見通すことができる人材の養成確保
- ・創造的研究基盤分野の研究成果の創出

(2) 大学と産業界との共同研究の一層の推進

- ・ 共有特許の取り扱い
- ・ 共同研究契約締結の徹底(透明性・公平性の確保等)
- ・ 営業秘密等秘密管理のあり方

(3) 大学知的財産推進本部・TLO の活動支援

- ・ 十分な資金の確保
- ・ 大学と内外の他部門(TLO を含む)との連携強化

(4) 大学研究成果の円滑な事業化推進

- ・ 迅速かつ円滑な企業化支援
- ・ 十分な資金の確保

(5) 大学等の知的財産教育機能の強化

- ・ 産学官連携・知的財産に係る専門家を養成する取組の抜本的強化
- ・ 知的財産分野に精通し、研究開発、経営、起業化等に豊富な知識・経験を有する産業界の人材の活用
- ・ 知的財産等の専門家を体系的に養成するための教材、カリキュラム等の充実

(6) 産業界の意識改革の進展

- ・ 国内大学を育てる意識の醸成
- ・ 産学官連携窓口の明確化
- ・ 採用計画の明確化
- ・ 大学の研究成果に対する自立的発掘努力の推進